

第 3 次入間市空家等対策計画の策定について

令和 8 年 7 月

1. 策定の経緯について

近年、人口減少や少子高齢化、核家族化の進展などにより、全国的に使用されていない住宅等が年々増加しています。

その中でも、適正に管理されず放置された状態の空家等は、防災、環境、衛生、景観等の面において、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす等、大きな社会問題となっています。

このような背景のもと、入間市では平成 31 年 2 月に空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、「入間市空き家等対策計画」を策定しました。令和 4 年 4 月には「第 2 次同計画」を策定し、その計画期間が令和 8 年末をもって満了となることから、次期計画の策定に取り組むものです。

空家等対策計画策定の根拠

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年 11 月 27 日法律第 127 号）

第 7 条

市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画を定めることができる。

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針

（平成 27 年 2 月 26 日付け総務省・国土交通省告示第 1 号、

最終改正 令和 5 年 12 月 13 日付け総務省・国土交通省告示第 3 号）

この指針に示されている「市策定の空家等対策計画の改定における考え方」の要点は次のとおりです。

- （1）社会状況の変化への対応
- （2）目標達成状況の評価と見直し
- （3）新たな施策や課題への対応
- （4）地域のニーズと政策課題の再検討
- （5）庁内関係部署間の連携強化

2. 策定の基本的な考え方

現計画〔第 2 次入間市空家等対策計画（令和 4 年度～令和 8 年度）〕は、市の最上位計画である第 6 次入間市総合計画後期基本計画が掲げる政策分野別の目標との整合性を図って策定しました。

令和 9 年度から新たな計画期間となる次期（第〇次）入間市総合計画前期基本計画においても、空家等対策に関する政策分野別の目標がおおむね変更なく引き継がれる予定であるため、基本的には、現計画の基本方針を継承しつつ、社会状況の変化や新たな施策・課題への対応を図ったうえで、引き続き市民生活の安全と生活環境の保全に取り組むものです。

3. 計画で定める事項

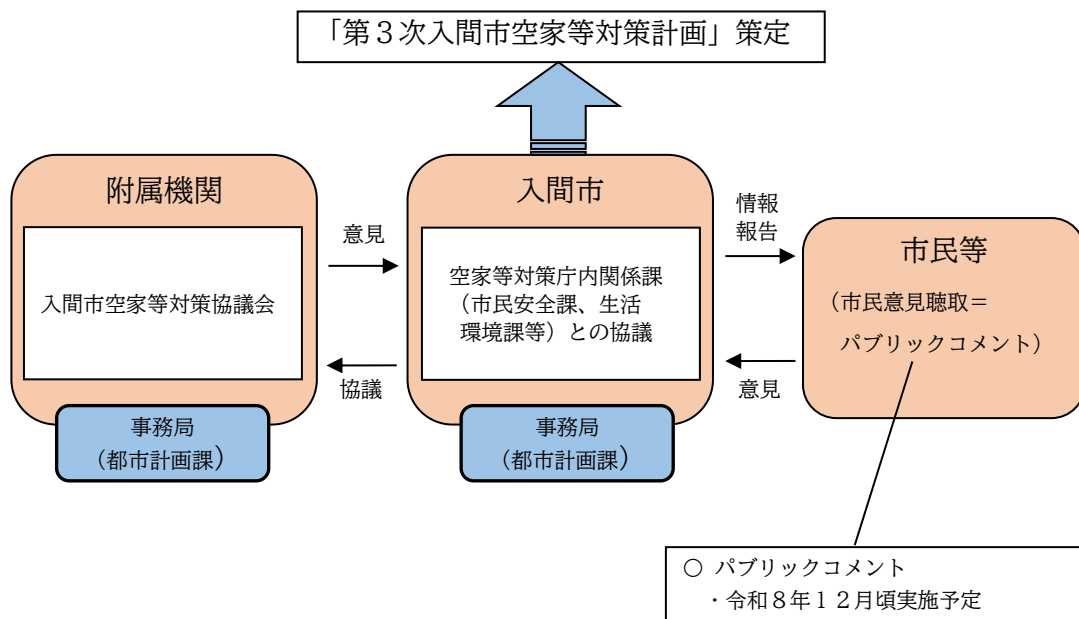
- (1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他空家等に関する対策に関する基本的な指針
- (2) 計画期間
- (3) 空家等の調査に関する事項
- (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
- (6) 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置その他の対処に関する事項
- (7) 住民等からの空家等に関する相談・苦情への対応体制に関する事項
- (8) 空家等に関する庁内及び関係機関等連携による対策の実施体制に関する事項
- (9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

4. 計画期間

上位計画である次期（第〇次）入間市総合計画前期基本計画との整合を図るため、令和9年度から令和13年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等に合わせて、随時見直しを検討します。

5. 策定体制



6. 策定スケジュール（案）

